

行政不服審査法の審査請求に係る標準審理期間及び審理員候補者名簿について

大阪法務局における行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)の審査請求に係る標準審理期間(法16条)及び審理員候補者(法17条)について、次のとおり定めましたので、お知らせします。

処分等の分類 処分の根拠となる法令等名	審理員となるべき者	標準審理期間
戸籍法に係る戸籍謄本の交付請求等についての市区町村長の処分	総務部庶務課長にある職員 総務部職員課長にある職員 総務部会計課長にある職員 総務部統括監査専門官にある職員 民事行政部民事行政調査官にある職員 民事行政部登記情報システム管理官にある職員 民事行政部国籍課長にある職員 民事行政部供託課長にある職員 民事行政部首席登記官(不動産登記担当)にある職員 民事行政部首席登記官(第一法人登記担当)にある職員 民事行政部首席登記官(第二法人登記担当)にある職員	6か月
供託法に係る供託官の処分	総務部庶務課長にある職員 総務部職員課長にある職員 総務部会計課長にある職員 総務部統括監査専門官にある職員 民事行政部民事行政調査官にある職員 民事行政部登記情報システム管理官にある職員 民事行政部戸籍課長にある職員 民事行政部国籍課長にある職員 民事行政部首席登記官(不動産登記担当)にある職員 民事行政部首席登記官(第一法人登記担当)にある職員 民事行政部首席登記官(第二法人登記担当)にある職員	6か月
不動産登記法(他の法令において準用される場合を含む。)に係る登記官の処分(企業担保権に関する登記に係るものを除く。)	総務部庶務課長にある職員 総務部職員課長にある職員 総務部会計課長にある職員 総務部統括監査専門官にある職員 民事行政部民事行政調査官にある職員 民事行政部登記情報システム管理官にある職員 民事行政部戸籍課長にある職員 民事行政部国籍課長にある職員 民事行政部供託課長にある職員 民事行政部首席登記官(第一法人登記担当)にある職員 民事行政部首席登記官(第二法人登記担当)にある職員	6か月
商業登記法(他の法令において準用される場合を含む。)に係る登記官の処分(企業担保権に関する登記に係るものを除く。)	総務部庶務課長にある職員 総務部職員課長にある職員 総務部会計課長にある職員 総務部統括監査専門官にある職員 民事行政部民事行政調査官にある職員 民事行政部登記情報システム管理官にある職員 民事行政部戸籍課長にある職員 民事行政部国籍課長にある職員 民事行政部供託課長にある職員 民事行政部首席登記官(不動産登記担当)にある職員	6か月